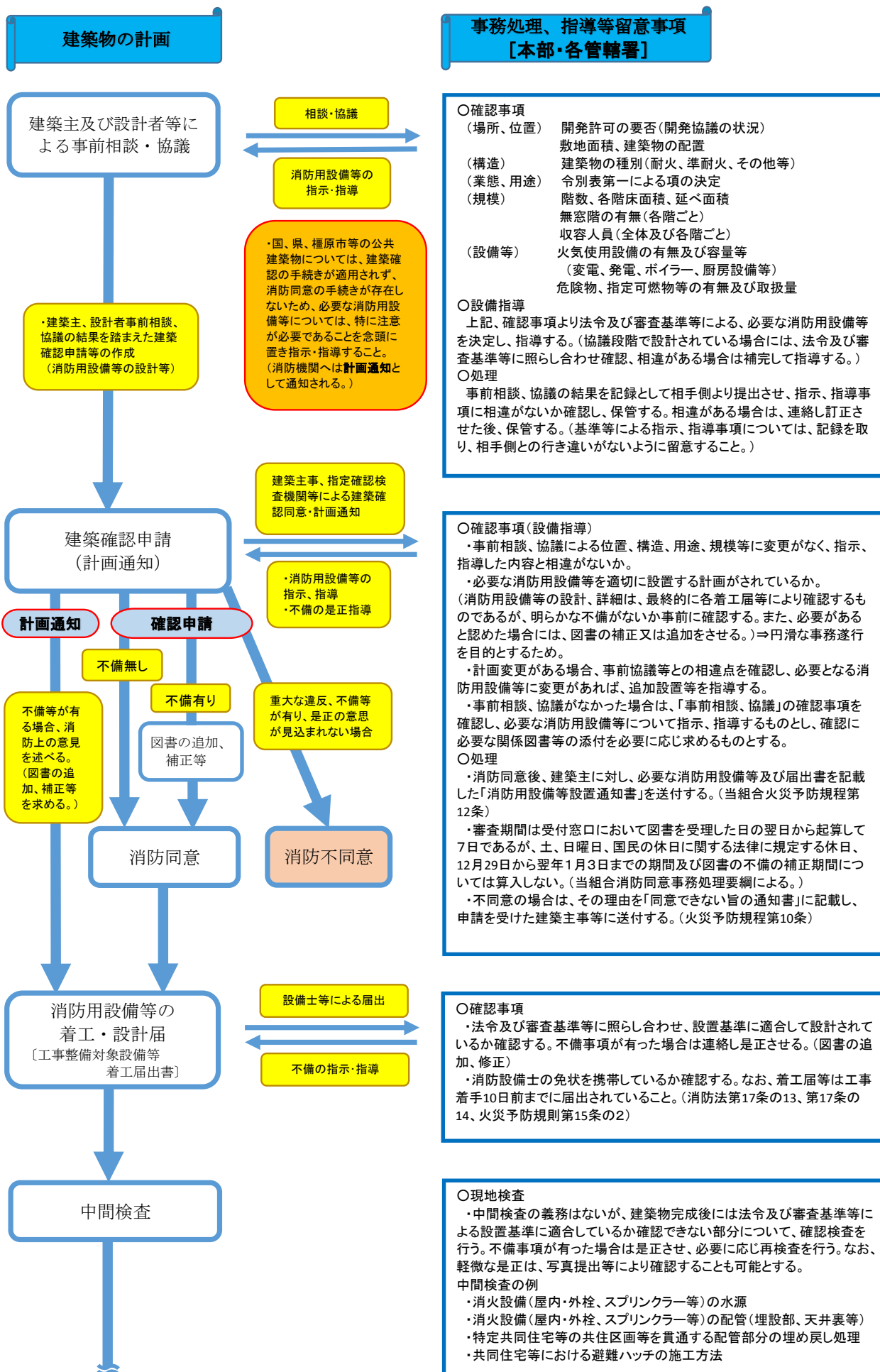
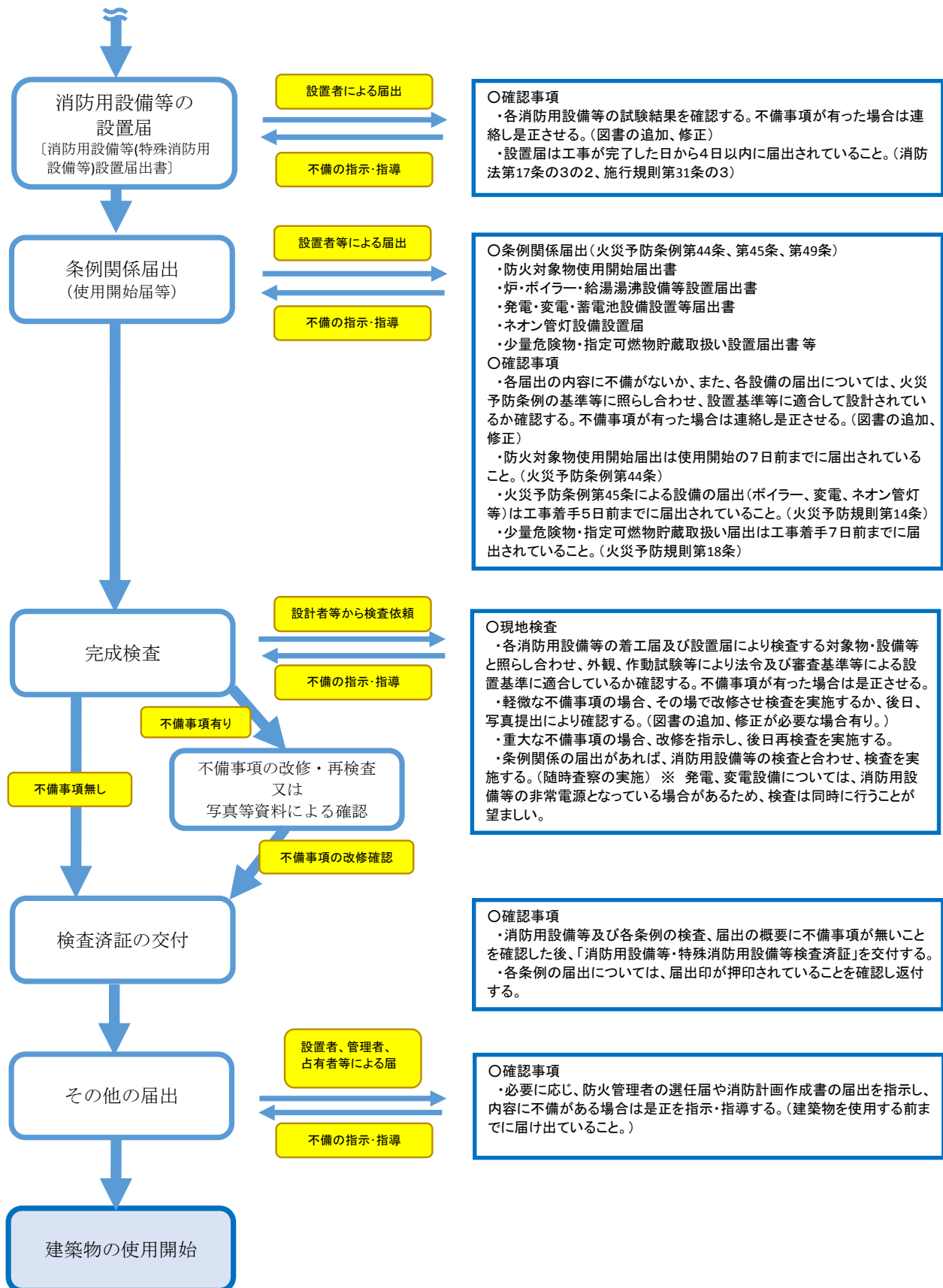


I 総論

第1 消防用設備等設置指導等の基本的な進め方（フロー）





〇指導上の留意事項

消防用設備等の指示・指導にあたっては、予防行政の明確性、公平性及び透明性を確保するため、法令等の根拠、趣旨を示し、具体的な指導が必要である。このため、法令基準、指導基準並びに消防用設備等への理解を深めるため、自己研鑽を重ねること。

指導の際の言動は親切丁寧とし、専門用語を濫用することなく、必要に応じて相手方の理解できる言葉を用い、横柄な態度は厳に慎むこと。

行政指導においては、関係者等に義務を課すものではないことを伝えた上、必要性を十分説明し、理解を得ること。また、過剰な指導とならないように十分注意すること。